

〔4番 上ヶ吹豊孝 登壇〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今回は2点質問をいたしますのでよろしくお願いします。

1つ目、ふるさと納税返礼品の対応について。皆様もご承知のように、地方創生を応援する制度として2008年から始まったふるさと納税ですが、2023年度で15年を迎えます。開始された2008年度の寄附金額は72億円だったのに対し、2022年度は9,654億円で、件数も5,184万件と寄附額、件数とも右肩上がりとなっています。

ふるさと納税は現在の居住地に関係なく、自分が応援したい自治体を納税先に選ぶことができること。寄附額に応じて返礼品がもらえること。ほか、集まった寄附金の使い道も各自治体のホームページで詳しく紹介されている場合が多く、寄附金額が所得税や住民税などから控除を受けられるため、納税者にとってはメリットが多くある制度です。飛騨市でも2008年より開始し、2014年度からは返礼品事業を開始。2016年度は、2億9,000万円の納税でしたが、2022年度は前年比7.5%増の19億2,000万円と順調に納税額が増えています。これは一般会計の10%強の納税額となっています。飛騨市にとっては重要な収入源で、今後もふるさと納税をしていただき、単年度事業を中心とした財源に充てるとしています。

しかし、今年10月よりふるさと納税の返礼品におけるルールの変更が行われるとのことで、飛騨市でも順調に伸びているふるさと納税がルール改定により影響が出ないか心配しています。そこで今回、その対応について伺います。

1つ目、地場産品限定ルール対応について。今回のルール変更の1つ目として、各自治体が目意する返礼品に地場産品限定というルールが追加されるそうです。内容としては、返礼品として送る品物は原材料が寄附した自治体と同じ都道府県産のものに限られる。定義としては、今回は「食肉の熟成」と「玄米の精米」とのことで、現在は他の都道府県や海外から原材料を購入して加工のみを地元で行った商品も返礼品として取り扱われたが、ルール変更では、例えば県外から取り寄せた牛肉や豚肉を一定期間熟成した後、地元産の熟成肉として返礼品に活用できました。また、県外で収穫した玄米を精米して、返礼品として活用することができました。しかし、10月からはそれができなくなります。飛騨市の返礼品にこうした今回除外されるような返礼品はあるのか伺います。

2つ目、事務費用の厳格化の対応は。ふるさと納税寄附金の内訳としては、約30%が返礼品に使われる。約20%が返礼品の送料や事務費等に使われる。約50%がふるさと納税を受ける事業者が使えるとあります。2つ目として、総務省は今年10月からこれまで曖昧だったルールを厳格化するとあります。内容としては、寄附金に関する受領書の発行事務費用や、ワンストップ特例に関する申請書の受付事務費用等の経費は募集に要する費用に含めなくてもよいとされていましたが、10月からはこの「募集に要する費用」を寄附金受入額の5割以下とするルールの適用の厳格化で、10月以降はポータルサイトの利用手数料の全てや、各種事務にかかる費用等も明確に募集に要する費用として算入することになりました。今後は従来と同じ寄附金額であれば、より募集に要する費用を圧縮するか、寄附金額の引き上げが行われる可能性があります。飛騨市の募集

費用の現状はどうか、また、今後の対応をお聞かせください。

3つ目、返礼品の新規開拓や開発は、各自治体もふるさと納税は重要な税収入となっています。もともとは自分の生まれ育ったふるさとの自治体や応援したい自治体に貢献したいという本来の心意気で納付していたが、最近ではお得な返礼品目当てで寄附をしている人が増えているそうです。各自治体も重要な財源であるため、全国に向けたPRや、返礼品の新規開発等を行っています。ふるさと納税をしていただくことは、飛騨市内の事業者の売り上げにもつながると思います。飛騨市も現在、返礼品の新規開拓や新商品開発等はされているのか伺います。

4つ目、ふるさと納税のマーケティングについて。飛騨市のふるさと納税寄附額の推移の年度別を見ますと、2019年度より前年度の倍以上になり、2022年度まで右肩上がりに推移しています。一説によると、コロナ禍での巣ごもり需要が大きき要因とされています。飛騨市も10月からのルール改定や巣ごもり需要の要素を踏まえ、どのようにふるさと納税に対するマーケティングをされているか伺います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔企画部 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

ふるさと納税返礼品の対応について、まず1点目の地場産品限定ルールについてお答えをいたします。

ご質問のとおり、10月よりふるさと納税の返礼品に関するルールの変更がございます。そのうち、地場産品のルール変更については、加工品のうち食肉の熟成または玄米の精白の加工のみを行っている場合には、その原材料は同一県内で生産されたものに限られるというものです。つまり、9月までは輸入した海外産の牛肉を市内で熟成加工したものや、県外で収穫した玄米を市内で精白したお米も地場産品として認められておりましたけれども、10月以降はそれが認められなくなるということでございます。ただし、当市におきましては、そういった加工のみを行うという返礼品は従前よりございませんので、今回の地場産品に係るルール変更に伴う影響はございません。

続きまして、2点目の事務費用の厳格化についてお答えをいたします。当市では従来より今回の厳格化の対象となった寄附金に関する受領証の発行事務費用や、ワンストップ特例申請の取り扱いに係る経費まで含めて、寄附金額の5割以内となるよう調整し運用をまいりました。ただし、令和5年度の当初予算においては、ワンストップ特例申請について件数の増加に対応するための業務効率化と、申請オンライン化による寄附者へのサービス向上を目的として、申請処理を外部に委託することとしておりますが、予算編成時においてはこのようなルール改正の情報もなかったことから、その分について5割を超えて予算計上している状況になっております。そこで、今回のルール改正で、ワンストップ特例申請に係る経費も含め5割以内に含めることとなったため、これらの諸経費を維持した場合、返礼品率を上限の3割よりも下げざるを得ないこととなります。この点については、当初予定していた広告費の削減や、今年度より導入したワンストップ特例のオンライン申請を寄附者の方に推奨することで、従来、郵便で書類の收受をしていた際に要していた通信運搬費の削減を図り、返礼品率の3割はなるべくキープをしていきたいと考

えております。

続きまして、3点目の返礼品の新規開拓や開発についてお答えいたします。ふるさと納税はその寄附額について非常に注目をされておりますが、返礼品が地元事業者の大きな売り上げとなっており、地域経済に大きな効果をもたらしているということを十分認識しておく必要があります。令和4年度決算におきましては、ふるさと納税返礼品の決算額は約5億4,000万円となっております。市内の各事業者においては、これまでもふるさと納税に適した商品の開発やパッケージ等の変更などを行っていただいておりますし、市としても市内の中間支援事業者とも連携をし、新たな返礼品の発掘に全力を尽くしているところでございます。今後もこうした取り組みはしっかりと継続していきたいと考えておりますが、他方で、ふるさと納税が大きな制度改正で縮小、あるいは最悪、制度廃止となる可能性を常に内在していることから、万が一、制度が縮小・廃止になった場合においても自走していけるよう、ふるさと納税に頼りすぎた経営を絶対にしないよう呼びかけるとともに、ネットショップ等の運営により、獲得したファンを自社の顧客につなげる支援を並行して実施してきたところであり、今後も継続してまいります。

続きまして、4点目のマーケティングについてご回答いたします。飛騨市のふるさと納税は中間支援事業者に委託し、返礼品のブラッシュアップや、掲載している写真をより効果的なものに変更するなどの取り組みを続けております。また、ふるさと納税の使い道を詳細に設定し、寄附された方々の思いにより近い活用となるよう心がけております。これらの取り組みが認められてこれまで多くのご寄附をいただくことができました。10月からのルール変更で、当市の返礼品内容は大きく変わることはないため、当市のふるさと納税に大きな影響はないものと考えておりますが、これからもより効果的なポータルサイトの導入ですとか、返礼品のさらなるブラッシュアップを続け、より多くの皆様にご寄附をいただけるよう努力していきたいと考えております。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

まず1点目の熟成肉、玄米の件ですが、私、飛騨市の返礼品を少し見させていただきました。その中に豚肉の加工品、これは「国産豚肉」というふうに書いてありましたのでひょっとしたら県外かもしれませんが、そのチャーシューだとかフランクフルト、こういったものは今回のルールでは熟成ではないので大丈夫でしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

今回のルールにおきましては問題ないというふうに考えております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

飛騨牛だとか、野菜が結構返礼品として出回っているんですが、例えば10万円の寄附者が飛騨牛をお願いすると30%なので約3万円分。一度に3万円の肉はなかなか受け取れないので3回に分けてほしいだとか、野菜も春夏秋冬野菜がほしいということで分割して納品してほしいというお客さんがいらっしゃったときに、送料が3回分かかりますよね。そうしたときに、2割に抑えるという制度は、1点ずつの送料事務費用なのか、飛騨市でプールされた費用に収まればいいのかということをお聞きします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

総務省のルールにおきましては、やはりそこは全体の経費の内訳ということで解釈されております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

事務手数料の件ですが、実際にふるさと納税をされた方の確定申告は次の年の3月頃されますよね。そうすると、飛騨市としては1月から12月までのふるさと納税なので、次の年の3月に係る事務手数料は前の年の繰り越しにするのか、その年の経費として上げるのかお聞かせください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

基本的にこの経費に関しましては年度で考えておりますので、その年度内にかかった費用ということで最終的には決算を行います。ですので、今、年を越えたというふうにおっしゃられましたけれども、あくまで年度内という考え方でおります。

○4番（上ヶ吹豊孝）

年度内という意味は、今ふるさと納税は1月から12月に募集していますよね。そうすると、確定申告されるお客さんは3月にした場合、年度というのは12月を超えていますよね。その経費はどうなるのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

私の説明の仕方がよくなかったかもしれませんが、基本的に1月から12月という、確かにそういう期間で寄附者の方々は寄附をされて、その部分について翌年確定申告なりワンストップ特例とかで減税が受けられるわけですが、基本的にこのルール上の期間というのは年でいくのではなくて、あくまで年度でいきますので、その中で計算をさせていただいております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

分かりました。

あとマーケティングのことですが、ふるさと納税していただける方は、ちょっと調べたら過去5年間で2回以上された方が17%、5分の1ですが、ただ、その中に住所変更だとかメールアドレスが変更だというので一概には言えませんが、約2割ということだと思います。それで、やはり今どこの都道府県もふるさと納税に積極的ではなかった大都市なんかも税収が大きく流出しているということで、結構力を入れかけているところがあります。そうすると、やはりそういった大都市なんかは何も特産品がないので、例えばテーマパークの割引、ホテル等のパックとかっていうふうにしてはいるんですが、今、飛騨市を見ますと、組紐づくりと旅館の宿泊ぐらいしかそういった体験型がないんですが、飛騨市には「レールマウンテンバイク ガッタン・ゴー」もありますし、流葉スキー場の宿泊とのパックを組むだとか、そういったことを今後やらないとリピーターが2割しかいないということは、納税者に見てみたら新しいものに行ってしまうので

よっと心配するんですが、そういった体験型の返礼品等は検討されているのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

ふるさと納税におきまして、議員がおっしゃられたような体験型のメニューをそろえていくということも重要であるというふうに考えておりまして、ガッタン・ゴーは入っていると思いますけど、そのほかにも今おっしゃっていただいたようないろいろな組み合わせですとか、そういったことを今までも検討は重ねてきておりまして、事業者さんとも話し合いをしてみたりとかしております。そういったところで実現に至ったものも幾つかございます。今後もさらに深掘りをしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○4番（上ヶ吹豊孝）

やはりコロナ禍で3年停滞していた観光施設だとか宿泊事業者の方は、苦勞されていると思います。そういったところで、アイデアを出して、テーマパークと宿泊といったようなことを重点的に検討していただけたらと思います。

あと、ふるさと納税の仕方ですが、飛騨市にアクセスしてふるさと納税をするんですが、調べますと、今は自動販売機でふるさと納税ができるだとか、レジでふるさと納税ができるという仕組みもあるらしいです。飛騨産直市そやなにそれを入れれば、ふるさと納税をそこでしてその返礼品を買うなんていうことになれば、ますます売上げが伸びると思いますのでその辺も検討材料に入れていただければというふうに思います。

あと、ふるさと納税をする方は、何らか飛騨市に興味があつてされると思います。そういったことで、例えば、ふるさと納税された方に飛騨市の魅力を発信するようなパンフレットだとか、飛騨市で行われている祭りだとか、そういったことのPRもすることが重要だと思います。これが交流人口とか移住につながるのではないかと思うのですが、その辺の検討とかお考えがあれば聞かせてください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

ふるさと納税を自動販売機でできるというものも確かに私たちも認識しておりまして、どうだろうねということは部署内でもちょっと検討した経緯がございます。そこにかかる経費だとか、いろいろな諸課題がございまして実現には至っていないところでございます。先ほどおっしゃっていただいた飛騨産直市そやなでの、その場での仕組みにつきましては、実は既に導入済みでございまして、一部報道もされましたけれども、仕組みとしては飛騨産直市そやなのほうで実現が可能となっております。こういったものをほかの施設でできないかというところは今後の検討材料かなと考えております。

それと、リピーターへつながるといふか、寄附をされた方への次なる訴求というところにつきましては、やっぱりいろいろと私どもも苦心しておりまして、ご寄附をいただいた後に返礼品を発送させていただくわけですけれども、その発送をするときに、中に同梱物としてお知らせのよ

うなもの入れさせていただいております。そこには当地で行われているイベントとか、ほかの返礼品の紹介だとか、いろいろ工夫を重ねながらお知らせするものを入れておりますし、そのほかにもリピーターにつながるような取り組みもいろいろと考えておりますので、そこはさらに今後ともやっていきたいと思っております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

あと、今年のふるさと納税のことを少し調べさせていただきました。1月から7月までのふるさと納税の件数は、飛騨市が2万8,500件、金額は約3億6,000万円。前年と比べると、94.6%ということで、100%に近い良い納税額だと思うのですが、やはり先ほどから言っている10月のルール改定で、予想では9月まで駆け込み納税があって、8月、9月が伸びて、あと10月以降は様子が分からないので落ちるのではないかというふうにありました。先ほど部長の答弁でも、ひよっとしたら返礼品をできるだけ今までと変わらないようにするというので、送料のほうも圧縮して事務経費を抑えて、何とか今までどおりというふうになるのですが、今後、ルールの改正によって、今、飛騨市は19億円ぐらいあるのですが、それを維持しようとするルール改定によって相当な変化があるかもしれないし、ないかもしれない。その辺で、10月以降、特に来年ですよね、今年は恐らく8月、9月で相当あると思うので平年並みだと思うのですが、来年以降のそういった検討とかはされているのか伺います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

今ちょうど駆け込みの需要というふうに一般的には言われておりますけれども、1～8月期におきましては前年を100%ちょっと上回っているような状況で推移しております。これからの世の中の状況というか、そういったところを見極めながらの来年度以降の対策を打っていくということになっております。そこは今後検討を進めていきたいというふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。

先ほどのご質問の中で一部忘れていたところがございます、遡及というようなところで、飛騨市のファンクラブの方々からも非常に多くの寄附をいただいております、その方々に向けてカタログのようなものを作成いたしまして毎年送付をさせていただいて、そこから寄附をいただいていると。そういった施策にも取り組んでおりますのでご理解のほどよろしく願いいたします。

○4番（上ヶ吹豊孝）

先ほどの件に戻りますけど、今、物価高騰でなかなか返礼品、特に加工品だとか、肉とかそういったものは飼料高騰とかで相当値上がりしていて、コロナ禍前とかウクライナ侵攻前と比べたらかなり物価が高騰しているということで、今、世の中はやはり体験型は物価高騰の影響を多少は受けるでしょうけど、あまり受けないということをおっしゃっておりますので、先ほどと同じになりますけど検討をしていただきたいと思います。

最後になりますけど、ふるさと納税の10月ショックというふうには世の中で言われていますが、飛騨市は早い時期から返礼品の見せ方やサイトの運用を強化されていたので4年連続3位以内をキープしているということです。今後も20億円規模のふるさと納税を維持して、寄附の獲得を

していただきたいと思います。これでこの質問は終わります。

それでは2つ目の質問をいたします。消防団員確保や訓練対応について。消防団は様々な役割を担っていることは皆様もご承知のとおりです。地域密着で消防活動や防災活動を行うことで、災害が起きた際にいち早く自宅や職場から現場に駆けつけることができるのは消防団が地域住民による組織だからこそです。また、火災現場だけでなく、様々な災害現場にも駆けつける。地震や風水害といった大規模災害発生時の救助・救出、警戒巡視、避難誘導など、様々な現場で活躍しています。

このように地域の安全確保に欠かせない消防団。近年ますますいろいろな災害が増加し、その役割の重要性も高まっています。しかし、団員数は減少を続け、歯止めが利かない状況です。2021年に行われた「消防団の組織概要等に関する調査」によると、全国市町村での消防団員数は約80万5,000人。前年比で約1万3,000人減少しているそうです。また、3年連続で1万人以上減少しているとも報告されています。ちなみに2023年度は76万人です。減っている1つとして、前々から言われている操法大会と呼ばれる消防機器を使う競技です。この練習と大会が消防団員にとって大きな負担になっています。仕事やプライベートの時間を削ることも多い。また、シフト制の仕事の人はなかなか練習ができないなどといったことがあります。こうした大会に関する負担が消防団員の成り手不足につながっています。操法訓練は、我々の時代から競技化になっている部分が多く、実際の火災現場では不要な訓練も含まれていました。

今年7月に行われた「飛騨市消防団消防競練会」が開催され、一生懸命に練習の成果を発揮される姿を見ることができ、大会を見て地域住民が安心して暮らせるのも消防団のおかげと改めて思いました。また、各分団も団員数の減少の中、また、仕事等で練習に参加できず本大会に向けての苦労は相当なものがあつたと想像できます。そうした消防団員の減少対策を早急に取り組み、市民が安心して暮らせる地域づくりのためにも消防団員確保が重要だと思っています。

そこで、飛騨市では消防団員の確保や今後の訓練内容についてどのように取り組まれているか伺います。

1つ目、消防訓練について。今回7月に行われた競練大会は操法大会に代わって初めてと伺いましたが、競練大会も今回で終了と聞きました。来年よりどのような取り組み、大会になるのか。また、新入団員を増やすために負担を減らす取り組みや、仕事やプライベートの時間を削ることが少ない内容なのか。実際に災害現場で役に立つ訓練になるのか伺います。

2つ目、消防団員の確保について。消防団員は有事の際、いち早く駆けつけることが大事ですが、団員の中には町外で働いている方、シフト制の仕事をされている方がいらっしゃいますので、火災や大規模災害が発生した場合、迅速に人員確保ができず出動が遅れ、初動対応に支障が出るのではないかと心配しています。消防団員確保について、飛騨市職員の消防団員の調査をさせていただきました。各振興事務所と本庁の中にあることを定義して一般職員と私は言っておりますが、現在、飛騨市一般職員で30歳以下の方が24名、40歳以下の方が37名いらっしゃいます。その中で、消防団員の方は30歳以下が7名、40歳以下が11名と伺いました。市職員全体では40名の消防団員がいらっしゃるそうです。家庭の事情やその他の事情で入団できない方もいらっしゃると思いますが、職員の積極的な入団はできないのか伺います。また、飛騨市内でも若年層で消防団に入団していない方も多くいらっしゃると思います。行政として消防団加入促進をする取り組み

が急務と思いますが、どのように新規入団募集を考えているのか伺います。

3つ目、災害に即した訓練について。最近では異常気象により飛騨市でも急激な大雨になることも多くあり、火災よりも風水被害や土砂災害が心配されます。火災訓練も重要ですが、風水害や土砂災害に対する訓練も必要ではないかと思えます。現在、そうした訓練はやられているのか、それとも今後訓練として取り入れていくのか伺います。以上です。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔消防長 堀田丈二郎 登壇〕

□消防長（堀田丈二郎）

消防団員の確保や訓練について答弁させていただきます。

1点目、消防訓練についてですが、消防操法については競技性が高くなり、消火技術とは関係のない行動が形式化され審査されるなど課題もあり、これまで随時見直しがされてきました。また、飛騨市消防協会でも、市大会の出場チームを輪番制として出場機会を減らし、「練習は週2回まで」、「土日祝日の練習は行わない」などルールを設け、団員及び家族の負担軽減を図ってきたところです。それでも今年度までは基本的に全国消防操法大会、県消防操法大会の要領に準じた大会でしたが、令和6年度は新しい飛騨市独自の消防訓練を実施します。

その内容については、「消防技術指導会」これは今のところ仮称ですけれども、消防技術指導会の検討委員会を令和4年度に消防団幹部を中心に立ち上げ、現在、実施要領及び指導要領を作成しているところです。具体的には、形式的な部分パフォーマンス的な要素はなくし、消火技術の基本操作の習熟をすることを目的として、毎年想定を少しずつ変えながら、実践的な消火技術を披露するものとしています。また、競技性は一切排除し、審査や採点、タイム測定は行わず、基本技術、器具愛護、安全配慮について指導要領をもとに確認しフィードバックすることで、実際の災害現場に役立つものと考えております。

大会の名称については、先ほど仮称と前置きさせていただきましたが、操法に変わる全く新しい指導会になることを団員や市民に知っていただくため、団員に公募して決める予定です。また、競技性がなくなるため、仕事やプライベートの時間を削るなど過度な負担にはならないと考えています。

続きまして2点目、消防団員の確保についてですが、消防団員のPRや勧誘については、ポスターやリーフレットの配布、イベントでのPRなど年間を通じ募集をしているところですが、市職員の入団勧誘については、地域の消防団員から個別の働きかけを行っていただいているものと承知しており、ある程度の年齢の職員は全て声掛けがなされているものと考えております。入団は個人の判断であり、個別の事情等もあり、消防団員の勧誘の主体は消防団であることから、消防職員が個別に勧誘することはありません。しかしながら、いろいろな機会を捉え、消防団の必要性や魅力などPRを発信しております。例えば今年の4月、行政職に新規採用された13名に対し、採用初期集中研修が企画され、その中で各部の部長が所管の業務内容を説明する機会があったのですが、行政職に新規採用された職員は消防に異動になることはありません。よって、私の説明は消防業務の説明は当然行いますが、消防団の魅力や入団のメリットを伝え、勧誘があったらぜひ前向きに検討していただきたいということをお話ししたり、応急手当や心肺蘇生法の必要

性など動機づけを重点的にお話をしたところです。

議員ご指摘の、若年層の方が消防団に入団していない方もいらっしゃるということは承知しており、その年代をターゲットとした加入促進が一番の消防団確保対策であることは認識しております。岐阜県が実施したアンケート、これは令和4年4月に市町村経由で実施したもので、県下の消防団員2万715人中、5,520名が回答した、回答率26.6%のアンケートの中で、消防団活動に対する要改善・不満足の上位は、1番は操法大会、2番は報酬手当、3番が行事やイベント、4番が訓練でした。

操法大会については先ほど説明したとおり令和6年度改善予定であり、報酬手当も令和2年、令和4年と条例改正し改善しております。よって令和6年度は行事、イベントを段階的に見直し、消防団の負担軽減を図る予定です。若年層が消防団に勧誘されても入団をちゅうちょする、断る理由が操法大会にあること、あるいは行事やイベントなどで休日が潰れるなど、消防団活動に対するマイナスイメージがあると考えております。それらの改善を図り、若年層の入団を増やしたいと考えています。

3点目、災害に対する訓練ですが、議員ご指摘のとおり災害が多様化している中、消防団の重要性や期待される活動は多岐にわたります。飛騨市消防団では、平成30年に岐阜県水防協会から講師を招聘し、土のう作成訓練、土のう積み工法を訓練し、幹部講習や飛騨市防災訓練においても継続的に訓練しております。また、令和元年には国の補助を受け、エンジンカッターやチェーンソーを整備し、こちらも継続的に訓練をしており、消防団幹部講習会などでは安全管理に関する研修や、ロープ結索、救急法など、その年ごとに幅広い訓練を計画し、実施しております。また、岐阜県消防学校での教育訓練では、大規模災害等に係る消火・救助方法を習得することを目的とした「大規模災害対応教育」に飛騨市消防団から3名が入校する予定となっております。ほかにも、指揮幹部科現場指揮課程では、分団長などを対象として火災防御はもちろん、土砂からの救出訓練や倒壊家屋からの救出訓練といった教育訓練が行われており、飛騨市からも毎年1～2名の団員が入校しております。

消防団員の皆さんは訓練に対するモチベーションも高く、消防団独自で訓練も計画されます。今後も計画的に実践訓練を実施して、災害対応に備えたいと考えています。

〔消防長 堀田丈二郎 着席〕

#### ○4番（上ヶ吹豊孝）

消防団加入の件ですが、消防長は職員に対して声掛けしている程度ですが、先ほど言いましたように、消防団員の中には飛騨市外、例えば国府町とか高山市、大沢野町で働いている方、シフト制の方がいらっしゃるって有事の際になかなか集まらないということが懸念されています。それで、飛騨市職員の一般職という方は外で仕事される方もいるとは思いますが、ほぼそういった方よりは庁舎内、振興事務所内にいると思います。それが30代以下では4分の1しか入っていませんし、40歳以下でも3分の1しか入っておりません。我々の時代は強制的に入れられた時代ですが、人員確保という部分で考えれば、一番手っ取り早いと言ったら失礼ですけども、飛騨市の職員の方にもっと積極的に入っていただくことを検討したらいいのではないかと思うのですが、消防長として本当は入ってほしいけど言えないという部分があるのか、その辺のことをお聞かせください。

## ◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

## □消防長（堀田丈二郎）

消防団の入団には、そこに居住または勤務していることですので、勤務地を拠点とした消防団もあるのですが、基本的には居住地、自分が住んでいるところの消防団活動をしている方がほとんどです。実際、消防団活動の勧誘については先ほど申しましたとおり、勧誘する主体は消防団であること。それに対して我々職員のほうから特に勧誘することはいたしておりません。

## ○4番（上ヶ吹豊孝）

消防署として勧誘していないのであれば、消防署として消防団の分団長なり、団長にお願いすることはできるのではないかと思います。直接消防署の方に消防団を勧誘なんていうことは私は思っていませんけど、そういった働きかけはできるのではないかとと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

## □消防長（堀田丈二郎）

おっしゃるとおりでありまして、公務員、それから事業所、国のほうでは学生ということも言っているのですが、そういったところが今後の消防団のターゲットになるということは承知しております。持続可能な消防団組織については、飛騨市消防協会であり、方面隊の会議では随時協議をしております。そういったニーズについて掘り起こして勧誘することは消防団の方には、お話ししているところです。

## ○4番（上ヶ吹豊孝）

ぜひとも市内の若年層、それと飛騨市職員の消防団入団をぜひ強力に進めていただけて地域を守ってほしいと思います。それと先ほど練習の期間を週何回とかって言われていましたけど、消防団になぜ入らないかっていうと、やっぱり6月、7月になるとグラウンドに夜間照明が点灯していると必ず消防団の練習をされていますよね。あのイメージがあって、毎日照明がついて練習しているような気がするのですが、毎晩練習するというイメージでなかなか若い方が、プライベートも家庭もありますので、そういったことがあるのではないかと思いますので、練習の仕方、訓練の仕方を十分検討していただきたいと思います。

それと、私の認識不足でしたが、消防団員数には基本団員と支援団員という方がいらっやっで、あわせて消防団員というふうに言われているということ、私も消防団にいましたが、このことを知らなかったのですが、少し調べさせていただくと令和元年から令和5年まで、新入団員の方が大体20名弱、支援団員の方が10名～30名とありますが、基本団員、我々が昔言っていた消防団員という方の退団者が非常に多くて、新入団員の約倍の方、年度によって違いますけど、退団者が多いんですね。でも令和5年度の飛騨市の消防団員数というのは794名ですか、800人定数に対して6人マイナスですからね。そうすると基本団員の方が支援団員に入られるので、何となく人数があると思います。これを調べますと令和元年から令和5年、毎年基本団員の方の人数が30名近く減っております。ばらつきはありますが、逆に支援団員が多いときは20人、少ないときは5人とあるのですが、基本団員が減って、支援団員が増えているという現状で、今、飛騨市では800人定数に対して支援団員が217名でしたかね、細かい数字が分からないので申し訳ないのですが、ということは、このままいくと毎年支援団員が増えて基本団員が減っていくということ

は、有事の際、支援団員の方は恐らく「支援」と言うんですから、火災であれば小型ポンプを運ぶだとか、エンジンをかけるだとか、筒先を持つなんてことはないと思います。このままいくと、何とか基本団員を増やさないと飛騨市の防災・災害活動が困難になってくると思うのですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

飛騨市の消防団員794名に対し、支援団員が現在217名、パーセンテージで言いますと27.3%が支援団員となっております。消防団員支援制度は、機能的消防団ということで、災害活動に特化した消防団ということで平成19年に制度化をしまして、平成20年度に新たに入られた方が、当時、支援団員は7.3%でしたが15年間の間に27.3%、パーセンテージでいくと20%増えております。議員ご指摘のとおり、基本団員が減少して支援団員が増えているのが現状です。

1点、こういった話も消防団の会議ではよくお話をするんですけども、支援団員が増えている、あるいは消防団の平均年齢が上がっていることは決してマイナスではないと考えております。知識と技術、それから経験豊富な消防団員の方が支援団員に残っていただいている、あるいは支援団員の方で定年になられて家にいらっしゃる方が支援団員で残っていただけることは、逆に消防団活動としては有利に働く面もあるということをお伝えしているところです。一番の問題は若年層、20代の方が少ない。なかなか入れないことが一番の課題と認識しております。この理由としまして2つありまして、1つは、人口減少、少子化で若者がいない。もう1点が、先ほど議員の質問でもありましたように、若年者の方がいるけれども入らない、こういう方が一定数いらっしゃいます。こういったことに対しては、消防団に対するマイナスイメージがございますので、操法大会であり、行事やイベントで休みが潰れる、こういったことを改革しながら何とか新入団員を増やしていきたいと考えております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

支援団員の方は、確かに10年以上の消防団員在籍の方が支援団員の資格があるというふうに聞きました。10年でなかなかやめる方はいないので、20年、30年やっている方は知識もあると思いますが、やはりどうしても高齢の方が支援団員というふうに私はイメージ的に思っております。そうすると、実際災害のときに土のうを持って走ったり、そういったことは支援団員の方に知識や経験があっても実働にはならないと思います。それで、今、飛騨市は217名の支援団員、4分の1、30%いますけども、総務省か何かの指示で支援団員の定数の上限とかそういったものは決まっているのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

支援団員を何%以内になさいというルールはありませんが、飛騨市消防団の申し合わせとしまして1つの部が全員支援団員であることは、これは認めませんということは伝えてあります。以上です。

○4番（上ヶ吹豊孝）

そのとおりだと思います。心配するのは、小さな部はほとんど支援団員ばかりで高齢化している。有事の際、出て行かれないなんていうことも将来的にあるかもしれませんので、やはり私は支援団員が今増えてきていますが、基本団員を増やしていく、これは早急にやらないと定数の帳尻合わせだけで終わっていきそうな気がしますので、ぜひその辺を検討していただきたいと思います。

最後になりますが、我々が安心して暮らせるのは、消防団が日頃より地域を守り、有事の際はいち早く現場に駆けつけ対応していただけるおかげとっております。今後も、地域を守るためによりしくお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

〔4番 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で4番、上ヶ吹議員の一般質問を終わります。